

# 利<sup>り</sup>章<sup>あき</sup>奨学金 募集要項

## 1. 応募資格 以下のすべてに該当する者

- 令和8年4月1日現在、2年次以上の学部学生（日本人）
- 人間性豊かで、志が高く人格的に優れている者
- 学業成績が特に優れている学生で、かつ経済的困窮度が高い者 ※  
※ 学業成績が特に優れている学生とは、所属学部等が定める標準修得単位数以上を修得し、その成績のうちS・Aが8割以上の者とします。

## 2. 採用人数 3名程度

## 3. 給付期間

- ・月額 10万円 在籍学部の最短修業年限まで
- ・初回は4～9月の6ヶ月分を給付し、以後は3ヶ月分ずつ四半期ごとに給付。

## 4. 申請期間 事前エントリー受付期間：令和8年4月27日(月)9:00～5月1日(金) 17:00 書類提出アップロード期間：令和8年4月27日(月)9:00～5月1日(金)23:59 ※締切日以降の申請は一切受け付けません。

## 5. 申請書類

- ①九州大学独自奨学金 奨学生願書（所定様式）
- ②将来の進路・自分の歩んできた道と人生観（所定様式）  
所定様式は、九州大学 WEB サイト内の「九州大学独自の奨学金・経済支援」ページに掲載。  
(<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/fees/scholarship/kyushu-u/>)
- ③収入を証明する書類（父・母両方、又は父母に代わる家計支持者）（コピー可）  
詳細は、「所得及び世帯に関する証明書一覧表」を参照してください。
- ④成績証明書（本学の成績証明書の提出は不要です。高専からの編入学等で他大学の成績がある場合のみ当該証明書を提出してください。）

## 6. 申請方法

1. 次の事前エントリーフォームから事前エントリーしてください。  
【Forms】 <https://forms.office.com/r/t7SLPHNpns?origin=lprLink>
2. 事前エントリーの受付完了画面内に記載の提出先 URL（Proself）に、各提出書類に以下のファイル名を付して、アップロードしてください。
  - ① 奨学生願書（エクセルファイル）  
ファイル名：学生番号・氏名\_R8 利章奨学金\_願書
  - ② 将来の進路・自分の歩んできた道と人生観（PDF ファイルにして提出）  
ファイル名：学生番号・氏名\_R8 利章奨学金\_所定様式（進路等）
  - ③ 父母等の収入に関する書類、世帯に関する書類（PDF ファイル・各 1MB 以下）  
ファイル名：学生番号・氏名\_R8 利章奨学金\_所得関係書類（父母等続柄）
  - ④ 【該当者のみ】成績証明書（PDF ファイル・各 1MB 以下）  
ファイル名：学生番号\_氏名\_R8 利章奨学金\_成績証明書



## 7. 選考及び結果通知

- (1) 書類選考を行い、結果を学生基本メールにより連絡します（6月上旬頃迄）。
- (2) 書類選考合格者に対して、提出書類の「将来の進路」及び「自分の歩んできた道と人生観」を参考に面接審査を行います（6月中旬～下旬予定）。  
面接を欠席した場合は棄権とみなします。
- (3) 面接審査の結果は、学生基本メールにより連絡します（7月上旬～中旬予定）。

## 8. 他の奨学金との併給の可否

- (1) 日本学生支援機構奨学金及び民間奨学財団の奨学金との併給は可能です。ただし、他の奨学金において併給が認められない場合は、いずれかを辞退する必要があります。
- (2) 以下の九州大学基金による支援事業との併給はできません。

【奨学金】中本博雄賞修学支援奨学金、市川節造奨学金、九州大学修学支援奨学金、山川賞、九州大学未来人材育成奨学金、九州大学企業型冠奨学金

## 9. 奨学生の義務

奨学生が次の義務を履行しない場合は、奨学金の返還を求めることがあります。

- ・ 学業成績を向上させるように取組み、毎年度末に成績証明書を提出すること。
- ・ 毎年度末に1年間の大学生活を振り返り、「報告書」を提出すること。
- ・ 奨学生は学籍異動、住所変更その他重要な事項について異動があるときは、直ちに学務部キャリア・奨学支援課に届け出なければならない。

## 10. 奨学金の廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合は、その事由の生じた月以降の奨学金の給付を取り止めることとします。また、その事由の生じた月に遡り、奨学金の返還を求めることがあります。

- (1) 奨学生の学業又は資質向上に関わらない事由により休学したとき
- (2) 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき
- (3) 各学期末の学業成績がGPA 2.5未満となったとき。
- (4) 性行が奨学生として相応しくない状態になったとき
- (5) その他奨学生としての資格を失ったと認められるとき

## 11. 奨学金の休止

奨学生の学業又は資質向上に係わる事由により休学する場合は、奨学生からの申し出により奨学金の給付を中断し、復学後に再開することができます。

## 【問い合わせ先】

九州大学学務部キャリア・奨学支援課経済支援係（伊都地区センター1号館2階）

Mail:gagshogaku@jimu.kyushu-u.ac.jp

令和8年3月24日 学務部キャリア・奨学支援課経済支援係